

京都障害児者親の会協議会

〒606-0846
京都市左京区下鴨北野々神町26番地
北山ふれあいセンター内

発行人 会長 前田武藏

TEL 075-702-1180 FAX 075-702-1190
E-mail : oyanokai@mx2.wt.tiki.ne.jp
URL : http://ww2.wt.tiki.ne.jp/~oyanokai/

目次

◆ 令和5年度 役員・リーダー等研修（第1、2回）を開催しました	
第1回 役員・リーダー等研修 「暮らしの在り方を考える」	1
第2回 役員・リーダー等研修 「成年後見制度について」	10
◆ お知らせ	16

○令和5年度 役員・リーダー等研修会（第1回、第2回）を開催しました。

今年度も役員・リーダー等研修を3回計画し、第2回は昨年に引き続き北部地域（宮津市）で開催することができました。第1回、第2回の研修の概要をお知らせします。

■第1回 研修会 令和5年10月24日

（火）於：京都教育文化センター

テーマ：「暮らしの在り方を考える」

講師：京都市都市計画局住宅室住宅政策課 係長

鈴木 裕隆 氏

京安心すまいセンター 住情報・居住促進担当係長

井上 良学 氏

コーディネーター：

京都市北部障害者地域生活支援センター

「きらリンク」センター長 土屋 健弘 氏

京都市南部障がい者地域生活支援センター

「あいりん」相談支援専門員 出口 剛史 氏

●研修の説明＜出口講師＞

多くの方に参加をいただき、暮らしの在り方についての関心が高いと思っています。

今すぐ必要な方、今すぐではないが情報として知っておきたい方もおられると思います。その辺について、鈴木係長、井上担当係長をお招きして詳しくお話をさせていただきます。

本日の予定ですが、最初にグループで話をする時間を持ち、その後、鈴木係長からお話し、質疑応答の時間、休憩を挟んで、井上担当係長からお話し、質疑応答の時間をとります。最後にまとめをして、3時までとなりますのでよろしくお願ひします。

●グループワーク＜出口講師＞

ざっくりばらんでも良いが、いくつかテーマを用意しました。

例えば、

- ・お子様の今後の暮らし（住まい）について、ひとり暮らしは選択肢に入っていますか。もし入っていなければ、その原因は何ですか。
- ・ひとり暮らしを視野に入れたとき、不安要素はありますか。どんな支援があれば、どんな環境であれば不安は軽減されますか。
- ・今後の暮らし（住まい）について、グループホームは選択肢に入っていますか。もし入っていなければ、その原因は何ですか。
- ・将来の暮らし（住まい）を見据えて、何か準備していることはありますか。どんな準備が一番必要だと思いますか。
- ・将来の暮らし（住まい）について、皆さんの周りでは、現在どのような動き、どのような情報がありますか。

ということについて、グループの中で共有していただければと思います。

因みに、私は京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」で仕事をしています。もちろん、住まいや暮らしについて相談を受けています。これまで私が「あいりん」で仕事をする中で、出会った時は家族と同居していたが、それ以降に何らかの事

情で暮らし（住まい）を考える（変更）必要があった方が19人おられました。アパートなど賃貸住宅で一人暮らしが8人、実家で一人暮らしが4人、グループホームが3人、きょうだいで暮らす2人、施設入所が2人となっています。19人の年齢では、10代から50代まではほぼ同様で年代差はなく、私自身驚いています。若い人も少なくなく、それだけに暮らしや住まいについて早くから考えておく必要があると思います。

こういった情報も参考に、先ほどのテーマを基にグループで話をお願いします。

●鈴木講師講義

私からは国・市の制度的なことを説明させていただき、その後に現場の実際の相談の内容について京安心すまいセンター（以下、「センター」と記載する。）の井上担当係長から説明させていただきます。

<1 国の住宅セーフティネット制度>

国交省の資料「人口の推移と将来推計」であるが、ご承知のとおり、日本の総人口は2010年頃をピークに減少し続けている。その中で何がおきているかというと高齢化が進んでいる、また、単身者の割合、単身化が進んでいるのが我が国の人口構造の状況である。実はこれが住宅分野にもかなり大きな影響を与えている。民間住宅の空き家数・空き家率の推移であるが、空き家率は13.6%、1割以上で、京都市でも12.9%ある。全国における内訳をみると、賃貸用の空き家が約430万戸、その他空き家が約350万戸、これは親から相続して市場に流通しない空き家などである。人口が少なくなるのに住宅を余っている、つまり「住宅余りの時代」と言われている。

次に、公営住宅の管理戸数であるが年々減少している。この背景には、人口が減少する中で公営住宅は増やせない状況にあることと、自治体の財政事情により公営住宅を増やせない状況にある。

応募倍率の推移をみると、京阪神は5～6倍、5～6人に1人しか当選しない。全国でも3.6倍、東京都では17倍ぐらいとなっている。

京都市の市営住宅の入居倍率は、一般公募で5～6倍、高齢者・障害のある方の単身向けで15倍くらいとなっており、かなり人気がある。15人に1人しか入れない。これが市営住宅の現状である。

公営住宅と民間住宅の差、ミスマッチの原因は、民間借家は単身向けの30㎡未満の戸数が32%、公営住宅はファミリー向けに供給されたことから単身向けの戸数は1%しかない。これが公営住宅の倍率が高い要因となっている。ただ、民間は単身向けが多いのに空き家が多く、国ではミスマッチと言われている。

○住宅セーフティネット制度の創設

こうした状況を受け、国交省でも平成29年度に住宅セーフティネット制度関連の法律の見直しを行った。高齢者を含む単身世帯が大幅に増えている。しかしながら家賃滞納等の不安から入居拒否があり、空き家が増えている。一方、住宅ストックの状況は、総人口が減少する中で公営住宅の大幅な増加は見込めない、ただ民間の空き家は増えている。民間の空き家・空き室を活用して住宅セーフティネット制度を強化していかなければならないことから平成29年度に法律が改正された。

新たな住宅セーフティネット制度として、民間賃貸住宅の居住支援として取組を始めたところである。具体的には、①高齢者や障害のある方、一人親の方などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修、家賃補助などの入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援、の制度を創設した。このマッチング支援は我々が今取り組んでいる居住支援協議会を市町村で作り、不動産団体や民間の福祉団体と連携を進めていこうとするものである。

○マッチング・入居支援を担う「居住支援法人」と「居住支援協議会」

平成29年度の法改正でできたのが居住支援法人の制度である。市町村に求められる役割としてマッチング・入居支援を行う「居住支援法人」と「居住支援協議会」がある。「居住支援法人」は住宅確保要配慮者の居住支援に関して担い手として京都府が指定するので、賃貸住宅の情報提供や相談、入居後の見守り、生活支援、これらに付随する業務を行う法人を指定する制度である。「居住支援協議会」については後ほど京都市の協議会の状況を説明する。

全国的には居住支援法人の指定数は徐々に増加し、府内も同様で令和3年度、4年度と増加しており、先月末で25法人が活動しており広まってきている。

居住支援法人の支援内容としては、入居前から入居後、あるいは死亡後までの幅広い機能を持った法人が存在している。住まい探しに関する相談、物件や不動産業者の紹介などは多くの居住支援法人で自ら実施しているが、保証の引受、家賃の債務保証、物件の借上げによるサブリースなどはあまり実施されておらず、機能の中でばらつきがあるのが少し課題である。入居後の支援についても、見守り・駆けつけなどはできるが福祉色が強くなればなるほど機能が落ちている状況である。

次に家賃債務保証契約であるが、これも民間賃貸を

高齢者の方や障害者の方が借りられる時に一つ大きな問題になる。家賃債務保証契約をする場合、実状として保証契約業者の約8割は緊急連絡先を求める仕組みになっている。特に大手では家賃債務保証契約は基本的には親族となっている。親族がいない方、身寄りのない方は家賃債務保証契約がそもそもできない実状となっている。不動産業者と賃貸借契約をする時に、家賃債務保証を条件とするところがあり、あっせんを断られることが問題となっている。そういった問題についても、居住支援法人の役割を拡充する方向で見直しているという国の動きがある。住宅提供と居住支援を一体的に行う法人に対する補助の面で拡充することが検討されている。国のアンケートによると自己所有物件による住宅提供と居住支援を一体的に行う法人が30法人しかない。またサブリースによる居住支援を行う法人が40法人、両方行っている法人が60法人あり、住宅提供と居住支援を一体的に行っている。これらは保証人なしで可能な所もあるので、国も支援をしていく動きがある。

先ほど、公営住宅の空き住戸の話をしたが、全国的にも同様であるが京都市内でもファミリー向けの空き住戸は余っており、令和3年度ぐらいから生活支援と連携した住まいの提供を推進していく仕組みを作っていく動きもある。

京都市の市営住宅では、社会福祉法人を通じて障害のある方などに貸す取組がある。令和3年度に向島の市営住宅で障害者のグループホームに活用したのを皮切りに、翌年度は洛西でも障害者のグループホームに活用したり、子ども食堂にも活用している。令和5年4月からは、住まいに課題のある児童養護施設を退所した方に貸し出す取組も始めている。居住支援法人に借りていただき、施設などから退所された方に貸し出す仕組みも今後少しずつ進んでいく可能性がある。

令和5年度に国における居住支援の充実の方向性が示された。これまで、国交省中心であったが、厚労省や法務省との連携について議論が始まっている。資料はその一部であるが、国交省はハード面を担い、厚労省はソフト面を担う。ソフト面では情報提供や相談体制が必要でないかと議論している。物件のあっせんをする場合でも、不動産の情報は国交省で進めてきたが、福祉側の支援内容とセットで提供しないと家主側も不安が解消されないことが課題となっている。市町村でも、住宅部局と福祉部局の連携、京都市でいえば、都市計画局と保健福祉局や子ども若者はぐくみ局との連携により、総合的な体制を作っていくとしており、こうした取組が広まっていくことを期待している。



<2 京都市における居住支援の取組>

ここからは、国の動きを踏まえた、京都市の居住支援の取組の概要について紹介したい。

京都市の居住支援協議会は平成24年度から設置しており、10年経っている。構成団体は、不動産4団体、高齢者福祉関係の3団体（地域包括支援センター、地域密着型サービス事業所協議会、老人福祉施設協議会）に入っている。10年ほどは高齢者の居住支援をメインに進めてきたが、令和5年度に障害保健福祉推進室にメンバーに入っていた。我々の居住支援法人の活動の背景は、民間賃貸住宅の家主に対する拒否感に対応していくというものである。

令和3年度の国交省のアンケートの結果によると、高齢者、障害者とも約7割の家主が何らかの拒否感を示している。特に知的と精神障害者については、多いのが近隣住民との協調性に対する不安、すなわちトラブルが起きないかを懸念している。この7割を6割、5割に減らしていくことは必要であるが、居住支援協議会が重視しているのは拒否感を示さなかった3割側、こちらの家主をしっかりと確保していくことを重点的にやっていくことである。

この3割家主を確保するため、国に先駆けて、平成24年度の協議会設置時から、高齢者であることを理由に入居を拒否しない物件の登録と住まい探しに協力いただける不動産業者を協力店として登録する「すこやか賃貸登録制度」を始めた。ただ登録された業者でも、はじめた当初には単身の高齢者は無理という事例があった。そこで、社会福祉法人に登録してもらう「高齢者すまい・生活支援事業」を平成26年度から開始した。これは、社会福祉法人にも登録いただき、単身の高齢者が住替えるために不動産業者に相談して断られた時に、社会福祉法人に申し込んで一緒に不動産業者に行き、賃貸借契約を行う、さらに入居後の見守りもセットで契約するものである。この取組結果として、これまで累計で105名の方の住替えが実現している。これを踏まえて、障害者の方の居住支援を進められないか、高齢者の方と同様に3割家主にアプローチ

できないかと令和元年度頃から準備を進めてきた。高齢者で取り組んできた「すこやか賃貸登録制度」を障害のある方にも適用することとし、令和4年6月から対応できるようになったところである。

まだ始まったばかりであるが、不動産団体からの意見として、障害のある方を社会として支援していく必要性は理解しているが実際に自分自身が受け入れるとなるとしんどい、情報交換をどのようにすればよいかわからない、様々な障害の方がおられると思うが不動産事業者ではそれがわからず家主にどう説明すればよいかわからないので障害福祉の専門家のバックアップの仕組みが欲しいなどがあった。

また、協力的な事業者とそうでない事業者の違いとして、過去にうまく連携しフォローしてもらった障害福祉事業者からの依頼はできるだけ受けている、1回でも過去に大きな近隣トラブルが起きたり、警察沙汰になった、福祉関係者のサポートをうまく得られなく管理会社が後始末まですべて対応することになった。それに伴い、家主から今後の取引を打ち切られたという意見がある。

こうしたことが1回でもあると、社員間で伝達され、不動産会社の中で取組がなかなか進まない現実がある。そこで居住支援協議会としても、何らかの取組が必要ということで、令和4年度からセンターの相談体制を強化している。具体的には、一般論ではなく、障害のある方の個別のニーズを聴き取り、それに合う居住支援法人や不動産業者を紹介していく仕組みを進めてきている。その取組を事例も含めて後ほど説明させていただく。

相談では居住支援法人の役割が大きいことから、センターで府内の居住支援法人の状況をまとめたが指定数は25法人で、母体事業では不動産が17法人で約7割、福祉が8法人で約3割となっている。不動産事業者の方が少し多い。フォローできる支援内容では「物件の紹介・不動産業者の紹介」はほぼ全ての法人で実施しているが、福祉系の支援は自前ではあまりできておらず、不動産業者が弱いところがフォローできていない印象を持っている。居住支援法人の相談の中で成約した件数は525件、約45%、その他・不明等で636件、約55%となっている。

今年度から居住支援協議会で空いている部屋を居住支援のパートナーにできないかと考え、地域の家主をターゲットに7、8月頃に全戸回覧して、空き家を募集した。その結果、35名の家主から福祉活用について申し出があったので居住支援法人に紹介して空き家を増やしていく取組を進めている。チラシを回覧する中で、福祉関係者からも空き家を活用して福祉事業や

シェアハウスをやっている、などの情報もお聞きし、相談対応などで紹介できればと考えている。また福祉事業として活用したい、といった時にも紹介しており、住宅分野と福祉分野で連携を進めたいと考えている。大手不動産事業者からも連携の話があり、今後進めていきたい。

最後に2点のお願いをしたい。まず1点目は、居住支援協議会の説明をしたが障害のある方への取組は、国においても市においてもまだ始まったばかりで、全部対応できるわけではないが、相談窓口も設置しており、この後には事例紹介もあるのでぜひご利用いただきたい。2点目は、住宅分野だけでは取組を進めていくのはなかなか難しいところもあり、今日のような住宅と福祉の交流は居住支援を進めていく上で大事と思っているので、今後も福祉分野の方と一緒に連携して進めていきたい。

■質疑応答

【参加者質問】

障害者・高齢者のためのグループホームの市営住宅の活用は、府・市に対しこの間要望を行ってきたが難しいと言う返事だった。市営住宅の向島のグループホームの話は聞いたことがあるが、ここまで進んでいるとは知らなかった。我々の意見は吸い上げてもらえなかったということか。

【鈴木講師】

要望をいただいていたことは承知していた。令和3年度に始めるまで住宅サイドとしてもどうすればよいかかわからず、こういう状態が随分続いていた。向島のケースでも「あいりん」(愛隣館)に相談し、逆に提案いただき、1つ目の事例ができ、これを皮切りに進んできた。タイミングの問題があったと思う。

【参加者質問】

後ほど説明があるかもしれないが、空いている部屋を探しているということであるがどこでも良いというわけではない。バリアフリー化、耐震化ができていくかが大事である。空いてるから使ってください、と言われてもどこがお金を出して改修をするのか、安心できる住まいが確保されているのか。

【井上講師】

バリアフリーかどうかについては問うていない。我々に相談いただくのは、DV、外国人、犯罪を犯された刑余の方など、必ずしもバリアフリーが必要な方ばかりではない。耐震についても同様であり、耐震化されていないことを告知させていただき、それでも良い方に入居いただいている。要望にはいろいろなものがある。今住んでいるこの町が良い、1階が良い、高層階が良いなど、なるべく多くの物件を抱えて一番要

望に近い物件をご提案することが役割と考えている。選ばれる可能性の有無の問題はあるが、どんな空き家でも結構ということである。

【参加者質問】

北部から参加したが「居住支援法人」という言葉を初めて聞いた。自立支援協議会に関わっているが、重度で全部介助が必要な方が50名ほどおり、待機の方が山のようにいる。地元では大手住宅メーカーがオーナー制度みたいなものでグループホームを建て、法人と契約して利用しているケースがある。これは居住支援法人や指定業者とは全く違うものか。何からどのように地元自治体に食い込んでいけば良いのか。

【鈴木講師】

居住支援法人の指定も京都市内が中心となっており、南丹市ぐらいまでなら対応できる。今の大手住宅メーカーの事例は居住支援法人と別の枠組みで進められていると思われる。府内でも、居住支援協議会があるのは京都府、京都市と宇治市であり、これから各地域でも居住支援協議会の設置を進めていただくことから始めていくことが大事である。

【土屋講師】

本日の研修は京都市の取組の話であるが、府内の各地域では関係ないということではない。国交省や厚労省の仕組みは全国の市町村でも取り組まなければならないので、皆さんのお住まいの自治体も同様である。まずは、今日の資料を役所に持っていき、京都市ではこのように取り組んでいると聞いた。地元ではどうなっているのか聞くことから始めれば良い。

大手住宅メーカーの話は直接関係ないが、家主が資産運用を考えた時にこういうやり方がありお得です、という営業のお話である。最近、京都市内でもやはり始めており、全国的にも同様と聞いている。

【参加者質問】

バリアフリー化ができていない場合、改修する時はどうなるのか。また、居住支援法人の親族保証人の説明があったが実際にはどのように解決しているのか。

【井上講師】

改修については家主しだいである。改修してから貸し出す家主と改修せずに現状のまま貸し出す家主と2種類おられる。前者の場合だと、家賃は高くなるので我々はあまりお勧めしていない。改修前の状態でも良いという方もおられるかもしれないので、わざわざコストをかける必要はないと申し上げている。また、実際に入居したいと思っている方がここだけは改修して欲しいという話があってからでも良いと申し上げている。普通に住めるぐらいならそのままが良い。入居したい方が改修したい場合もあるが、その時に家主に確

認している。この物件を改修して良いか、元に戻さなくても良いか、ということも確認している。ただ、空き家の利活用については、家主は大概良いという返事になる。家主の多くは管理してくれて、家賃が入ってくるならそれで良いと考える。費用は自分持ちで自由に改修して結構ですという場合もあるが、家賃は改修前の額なので安価な額で借りることが可能である。ケースバイケースになるが個別にその物件を紹介した時に調整させていただくことになる。保証人と緊急連絡先の件であるが、この2つは別物である。保証人は連帯保証人のことで、家賃の支払いが滞った場合に代わりに家賃を払ってもらう方。緊急連絡先は、その方と連絡がとれなくなった時に確認する先のこと。こちらはお金の負担は一切ないが親族でないとはダメというのは、その人の状況をわかっているかどうか友達などではわからないからである。緊急連絡先には2つある。一つ目は緊急連絡先になってくれる居住支援法人が存在している。大手の家賃債務保証会社は親族でないとはダメなところもあるが、我々がそれを使えるところを紹介できるのでクリアできる。月々数千円と別途費用が必要となる可能性がある。もう一つは、家賃債務保証会社を立てない場合である。保険会社のようなもので、家賃債務保証会社はお金を回収しなければならないので、その方の動向を知っている方を立ててくれ、ということになる。

家賃債務保証会社を立てない選択をすると物件の幅が非常に狭まるが、比較的どこでも良いということであればこちらの選択もある。その方に応じてご相談させていただくことになる。

【土屋講師】

バリアフリーについては市場にほとんど出回っていない現状である。どちらかと言えば1階の物件を探す。介護者と一緒なら段差解消のスロープなどを置いても良いかを家主に確認する。個別の物件に条件を出してOKなら契約するパターンが多かった。ただ、1階の物件は全然空いていない。障害者だけでなく高齢者が探すのも大変で、高齢者の方が貸してもらえていない。

保証会社は家主が連帯保証人をつけると言えばそうなる。最初から連帯保証人がいないので、そのような物件を紹介して欲しいと言えば、その代わり保証会社を立ててくれということになる。

次は保証会社の審査が通るかどうかである。大手の保証会社はなかなか通らない。大手以外の保証会社を持っている不動産会社だと借りられる。力になってくれる不動産会社は条件を整えてくれる。この辺の実状は、次の講演で説明がある。

●井上講師講義

○京都市の居住支援の取組について

京^{がこ}心安すまいセンターは京都市の住宅供給公社で市100%の外郭団体で市から住まいに関するトラブル相談について委託を受けている。今日は障害者・高齢者の住まい探しについてお話をさせていただきたい。困みに資料の「居住支援法人事務局」とあるが、この法人は法律に基づき、市と不動産団体、福祉団体とで作っている、住まい探しをスムーズに行うための団体である。

京都市の居住支援の仕組みは、市役所や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどどこかに相談すれば全てこのセンターにつながるようになっている。そこからセンターでコントロールして、居住支援法人や不動産団体、家主などに調整させていただき、住まい探しを進めている。

資料は過去4年間の各月を棒グラフで相談件数を表しているがニーズや知名度が伸びてきて、件数も年々伸びており、概ね月100件ペースで相談いただいている。

実際の住まい探しの相談事例を3ケース紹介したい。

○事例紹介1

相談者は、統合失調症で大きな声を出されるなど、周囲への影響がある状況、障害により医療観察中である。20年以上支援団体に関わっている方であり、生活保護を受給する予定で緊急連絡先がない方。まず、統合失調症は10中、8、9ははねられる。医療観察についてもこれ一個でもはねられる。生活保護は別にしても、緊急連絡先がないのもはねられる、このような状況の方である。普通の不動産業者なら100件ぐらい回らないと見つからない案件で、不動産業者だけでなく家主も同じ状況である。住宅を探すきっかけは、医療観察中であるが退院の見込みが出てきたため、法務省からの依頼が支援団体にあり、支援団体を知っている所にあたられた状況である。

医療観察中であるがこれは犯罪を犯しているということでは非常に重い。障害者であることはご本人が悪いわけではなく、協力したいという大家も一定数いるが、犯罪の場合はご本人の問題ということで協力したくないという大家が多い。大分探し回ったが、結局居住支援法人が持っている物件に決まった。医療観察は退院まで時間がかかるので、普通のケースはその間の家賃をどうするか、という問題がある。普通は待ってくれないが少し持っても良いということになったが半年ぐらい待つことになったので、半分の3か月分は居

住支援法人が負担してくれて、残りの3か月分は家賃を空払いした。住まい探しのゴールは住まいを探すことではなく、住まいを探して安定した生活を送っていただくことである。住まいを探して決まっても、半年後にもう1回住まい探しの依頼に来られる方が多い。再び探せば良いことであるが、お金はかかるし、条件も悪くなるので、私は一番大事なのは住まいを探したあと、長年に渡ってそこに住み続けていただくことと理解している。このケースは、今のところ安定した生活を送られており、良い結果と捉えている。

○事例紹介2

相談者は80代の高齢者、足腰は元気だが、理解の面で認知能力の低下がみられる。生活保護を受給されており、電話がなく緊急連絡先がない。

住宅を探すきっかけは、隣人とトラブルになり、管理会社に対して、出ていくことを宣言してしまったことから、お部屋探しをスタートした案件。生活保護担当から連絡をもらって探していたが、認知機能の低下と電話がない点が難しかったが何とか見つかった。緊急連絡先については、月2,000円で法人と契約した。ここは見守りほどではないが、時々電話で確認してくれる法人である。

ただ問題は、住まいに入れたが認知機能が低下しており、水道代の支払方法が前の住まいと違うため、払えてなかったことがわかった。ケアマネジャーを紹介して支援につなげたが、そのケアマネジャーとも3か月くらいで喧嘩してしまい今後どうなるか、という状況である。この方への支援がとてども大事となってくる。一人住まいが可能ということが一番良いがそうでない場合は、安定して住み続けることが大事なので、どう支援体制を組むのか、どことつながっているのか、ということがとても重要となってくる。

○事例紹介3

この案件は住まい探しに失敗した案件である。相談者は、高次脳機能障害で、普段話していると気づきにくい、記憶の保持が難しい方。障害関係の団体とのつながりはなく、自分の事を話したまらない。生活保護を受給されている方である。

住宅を探すきっかけは、数年前に倒れて、高次脳機能障害になったが、それまでは、賃貸住宅で自営業(あん摩)を行っていたが、入院中家賃が支払えず、家具なども差し押さえられた。家具を取り戻して、住替えたいという案件である。記憶の保持が難しいので、複数回、物件の内覧に行く約束を取り付けたが、忘れてしまいうまくいかなかった。センターで再度の聞き取りを行い、成年後見制度を利用されていることが分

かったため、後見の弁護士についてお聞きするも、答えてもらえない状況。また、娘さんがいることから、娘さんの連絡先をお聞きするも、答えてたくないと断られる。現在、相談継続中である。

3つの事例を紹介したが、住まい探しが上手くいかない要因はどこにあるのか説明したい。



○貸し手側の問題

貸し手側は何となくわかると思う。障害者や高齢者の方と話をすると、差別意識があるため貸してもらえないとよく言われるが、実際は貸し手側はそこまで難しく考えていない方が多い。それではどういうことかと言うと、損をしたくない。仕事をしたくない。自分に不利益がかかるのが嫌というのが根底にある。

大家も不動産事業者も管理会社も仕事で家を貸している。お金儲けのためにやっており、多くの方はお金のことしか考えていない、楽しむことしか考えていない。なかには、ボランティア精神あふれる方もおられるが、障害者、高齢者、外国人、学生など誰に貸しても儲かるお金は一緒である。不動産業者の中には、悪質な業者もあり、高齢者や生活保護受給者には家賃をあげるようなところもあるが、基本的には儲かるお金は一緒で皆さん損をしたくない。自分の損は許容しないということで、「隣の人とトラブルって、隣の人が出て行ったらどうしよう」と考える。そうすると、その人の家賃は入るが両隣の人が出ていけば2倍の家賃が入らないことになり損をする。現実にはよくある話である。こうしたことを大家は1回、2回経験しており、入居したい方が安心安全でないと受け入れたくないということになる。「家の中で亡くなって事故物件になったらどうしよう。」これは高齢者に多いが、事故物件になれば1年間は丸々借り手がなくなる。「家賃を払わなかったらどうしよう。」例えば、定職に就いていない、本当にこの人は払ってくれるのか、と考え始めると損をしたくないので若くて元気で仕事をしている人にしか貸さない、65歳以上は高齢者なのでそうい

う人には貸さない、という状況がある。仕事をしたくないというのは人類共通の願い(?)かもしれないが、不動産事業者からすれば探すのが面倒くさい。管理会社も大家もトラブルが起こっても仲裁したくない。両方から隣人が悪い、何とかしろと電話がかかってくる。お互い様ということがあるが、仲裁するのが面倒くさい、責任を持ちたくない、仕事もしたくない、ということがある。

ここで賃貸について再確認させていただきたい。

賃貸の仕組みは、「借りたい人」が「借りたい側の不動産事業者」に行き、そこで条件を言うと「借りたい側の不動産事業者」は、「管理会社」である「家主側の不動産事業者」にこの物件にこういう人が入居できるかどうかを聞く。「管理会社」が良いとなれば、「管理会社」は「家主」に良いかどうかを聞く。さらに、「家賃債務保証会社」がいるが、ここは借り手が家賃を払わなかった時に代わりに家賃を払うので、ややこしい人は嫌ということになる。このように、「借りたい側の不動産事業者」、「家主側の不動産事業者(管理会社)」、「家主」、「家賃債務保証会社」と4つのハードルがある。先ほど鈴木から「3割家主」の話があったが、10割中7割は高齢者、障害者は入れたくないとおっしゃっている。4つのハードルを考えると、「不動産事業者」0.3×「管理会社」0.3×「家主」0.3×「家賃債務保証会社」0.3で0.81%となる。3割なら10件の不動産事業者を回れば、3件は気持ちよく紹介してくれる。実際はいろいろな所にハードルがあり、0.81%しかあたらぬ。これは不動産事業者を1,000回訪問して8回ということである。

先ほどの鈴木の話のとおり、貸し手側の問題を解決するためには行政が取り組んでいく必要があると考えている。ただ、長期的には3割家主の引き上げが必要なので、高齢者、障害者、外国人であっても拒否しないようにするため啓発だけではなく、実損を減らす施策をしていこうしている。これは行政が福祉側も含めてやっているが待っていたら何年かかるかわからない。そこで我々センターの出番となる。3割側の情報を確保する。大家の3割を今から探すか？我々センターが持っている。受け入れてくれる不動産事業者を探すか？我々センターが持っている。家賃の保証会社を探すか？我々センターが持っている。この家賃債務保証会社も大手は別にして、高齢者、障害者も対応してくれるところもあり、こうした情報もセンターで持っている。これらをつなげていくのがセンターの仕事なので、皆さんが困られたら頼って欲しい。

我々センターは住まい全般の総合窓口をさせていた

だいている。家が壊れそう、耐震が心配、これから家を改修したいなどの場合も適切な業者を紹介できる。住まいのことでお困りなら、どんなことでも相談していただきたい。

○借り手側の問題

先ほど鈴木から、府内の居住支援法人の成約状況は約4割と説明があったが、正確には令和4年度の実績は44.1%の成約となっている。反対に55.9%は成約していない。なぜ成約していないのかを説明させていただきたい。

まず、「条件が厳しすぎるということ」。綺麗で便利で広くて安い家は存在しない。例であるが、「阪急河原町駅から徒歩5分以内のリフォーム済み3LDKを4万円で借りたい」というのがあったがそんな家はない。これは相場で18万円する。「御所南学区内で、駐車場付きの5万2千円の一戸建て」というのがあったが駐車場の相場が2万円以上なので、家賃だけなら3万円の物件を探すことになるがそんな家はない。相談者を説得したが最後は怒られて終わった。条件が厳しすぎると残念ながらなかなか成り立たない。よくあるのが今住んでいる家よりもっと良いところを紹介して欲しい。こういう場合は大体長続きしない。住まい探しは根気との勝負でもある。

次に「妥協しない」。これも一つ一つの条件ならまだ探せるが、例えば、ペット可で、〇〇学区内で、〇〇万円以下で、高層階又は1階で、敷金、礼金無しで、ウォシュレット設置でなど、個々の場合は何とかなるが全部は無理である。婚活と一緒に、180cmで、イケメンで、年収が1億円以上となれば無理。反面、これは絶対に譲れない、よくあるのは地縁的なもので、今までずっとここで住んできた、ここからは動きたくないなど、希望は言ってもらって良いが優先順位つけていただきたい。優先順位のつけ方はどういうことを自分は求めて、どこを本当に必要としているか、自分で決めていかなければならない。

次に「決められない」。もっと良い所があるのではないかということ。賃貸住宅を押さえられるのは数日程度ですと押さえられるのは難しい。大家が優しい人だと希望者がたくさんいるので時間との勝負になる。より良い場所に住みたいのは理解できるが、どこかで決める必要がある。自分ではなかなか客観的にみられないので、周りにアドバイスしてくれる人がいれば状況は大分変わると思う。ここで支援者の存在は大事で、その人が良いと思うと言えばストンと落ちることがある。自分一人で決めきれないことが多い。我々からは、他を探しても良いが押さえおけないので、他を探し

ているとなくなるかもしれないというが聞いてもらえない。後からその物件を言われてもなくなっていることが多い。特に1階でないとかダメというケースが多いが1階は取り合いになる。特に高齢者のニーズが高い。エレベーター付きなら良いが安い物件は少ない。また、住替えることが決まっていけないケースが結構ある。電話してきたものの、住替えても良いし、住替えなくても良いではダメ、絶対に住替えることを決めないとうまくいかず、成約に結びつかない。

○住まい探しに必要なこと

準備が本当に大変で大事であること。先ほども言ったが、住替えた後に安定して長期で暮らせることがとても大事である。先ほどの水道代の支払いの話であるが、一人で水道代を払えるか、一人で払えなければ支援体制が必要ではないか。一度一人暮らしをする練習が必要ではないか。どこまで準備されていますか、住まい探しはハードルは高いし、体力も要るし、なかなか難しい。でも、先延ばししていると、皆さまの体力もなくなっていき、そうなれば住まい探しを本当にできるか。住み替えが必要なことが見えているなら、今の内から考えておくことが必要ではないか。住替えには時間がかかる、最短でも1か月以上かかる場合がある。リミットのせいでしなくても良い妥協、例えばもっと良い所に住めたかもしれないのに妥協することになるかもしれない。今後、お家探しが必要になるのであれば準備は早めにされた方が良い。

センターでは、大家向けに貸し渋りをやめていただくよう動画を作っている。視覚障害をお持ちの方の例であるが、一度一人暮らしをすることにした。結果、何の問題もなく安定して一人住まいされている。もし、ダメでも皆さま方も元気なうちなら戻るという選択肢があるので一度試されたらどうか。

繰り返しになるが、センターは京都市の委託を受けた住まいのワンストップ総合窓口である。高齢者・障害者の住まい探し以外にも、①住まいに関する相談、②リフォーム、家の購入に関する事業者とのマッチング、③耐震・省エネに関する相談、支援、④分譲マンションの管理支援などにも対応しているので、是非ご相談いただきたい。

■質疑応答

【参加者質問】

事例の紹介があったが居住支援法人や支援団体が重要な役割を担っていると理解した。京都府内の申請状況や指定状況など現状はどうか。京都市内の法人は市内だけを対象とするのか、府域も対象となるのか。

【井上講師】

府内には27団体が登録されている。府のホームページ、センターのホームページに掲載しているので直接連絡をとられても良い。

亀岡市、京田辺市、久御山町に1法人ずつあるがそれ以外は京都市内の法人である。京都市内にある法人は市内や周辺の自治体なら対応できる。府内の北部に進出されようとした法人もあったが、物件数が少ないので紹介が難しい地域もあると聞いている。

居住支援法人は、福祉系と不動産系の団体に分かれる。それぞれ一長一短ある。我々に相談いただいた時に内容に応じてマッチングさせていただいている。

【参加者質問】

入居後の支援について、具体的にどのような支援団体があるのか。

【井上講師】

支援団体であるが、説明がわかりにくかったかもしれないが障害者地域生活支援センターなどを指している。住替え後に日々サポートする居宅介護支援事業所のケアマネジャー、支援センターの相談員など福祉的なサポートをしてくれる団体や専門職のことである。

【参加者質問】

入居後のケアについて障害のある方なら福祉サービスとしてどのような事業があり支援していただけるのか。

【井上講師】

我々は住宅側の窓口なので、ケアマネジャーや地域包括支援センター、障害者地域生活支援センターにつないでいる。個別の事業についてはお答えしにくい現状である。

【参加者質問】

府内では3番目に指定された居住支援法人を運営して5年目になる。居住支援法人の指定を受けても、別に売上が伸びるわけではなく、本業を別に持っていないと生活していけない事業である。不動産会社の居住支援法人は賃貸契約時に手数料が入る。自分の所の売上にならないが何故こんなことをしているのかというと、あまりにも部屋を借りたい障害者、高齢者の方があるのに何故マッチングできないのかというのがスタート。市内に10万6千件の物件があるが、居住支援法人に紹介があったのは、この5年間で今年初めてであるが39件あると連絡があった。あとの10万6千件弱はどうなっているのか。先ほどの0.81%であるが、居住支援法人と大家が連携をとれば0.3×0.3ははずせる。家賃債務保証会社も大手を紹介されるが通らないし誰も入れない。居住支援法人と大家がつながって、親が元気なうちに家賃を2年前分払いするので2年間

住まわして欲しいという交渉ができれば、0.81%は30%になると思う。

まずは、京都市に10万6千件の情報をせめて居住支援法人にだけは提供する仕組みを作っていただきたい。そして、心ある大家と心ある居住支援法人をマッチングさせる仕組みを作っていただきたい。心ある居住支援法人を法人として運営できる仕組みを作っていただきたい。この3つができれば何とでもなると思っている。

居住支援法人の入居後のサポートの話があったが、人が動いているので食べていけるだけのお金を貰わないといけませんが対価がない。今居住支援法人がしているのは電球の交換とか病院の付き添いとか無理やりやらされている感じがする。何らかの仕組みを考えていく必要があると思っている。

こうした意見も踏まえて、京都市でにおいて我が子が住める所がもっと増えるようにお願いしたい。

【井上講師】

空き家は10万6千件とたくさんあるので全て活用できれば多くの問題が解決するとよく言われるが、大家も空き家を活用を考えておられる方ばかりではない。京都市の政策課題の最も大きいものの一つが空き家問題である。その理由は2つあって、街の活気がなくなること、空き家を放っておくと倒壊して危険であること。倒壊の恐れがある場合、市も行政代執行により撤去を行っている。

空き家にはいろんな不動産会社が声をかけているが、基本的に利活用する気がない方が多い。高齢であるとか、他府県に住んでいるとかいろんな理由があると思うが、空き家を利活用する気がないことが一番の問題である。ここが京都市の大きな課題であるので、空き家に対して別途課税して流通を促していこうとしている。

居住支援法人のお金の件は、今お答えできるものではないので検討させていただきたいが、市の財政状況を考えると新規事業は難しい現実があることをご理解いただきたい。

【参加者質問】

今日の話で、京都市の居住支援協議会に障害保健福祉推進室が令和5年度から加わったということであるが、画期的なことで、今後の方向性として大きな期待を持ったがどうか。

【鈴木講師】

住宅サイドと福祉サイドの連携が大事で、住宅サイドから見ればもう少し福祉サイドに入りこんでいただきたい思いはあるが、今後の話なので一緒に進めていきたいと考えている。

【土屋講師まとめ】

今日の研修で不動産の実状を学んだが、住まいを考えた時に、入所、グループホーム、一人住まいとあるが、一人住まいが一括りになっており、多くの方にとってあまりリアリティーがないのが実状ではないか。ただ、現実には入所施設は空きがないため入れない。グループホームは相当増えているが情報が追いついておらず踏ん切りがつかないこともある。一人暮らしでも自分の実家に暮らすなら、相続して住み続けられるようにすれば良いが相続税を現金で払えるかどうかの問題もある。多くの場合は賃貸物件で一人暮らしとなる。賃貸物件も実際は無理という時代が長かったが、国の動きの中で障害者、高齢者など借りにくい方にとって借りやすくする施策が実施されてきて、実際借りる方が多くなってきたのが現状だと思う。

皆さん方のお子さんに望ましいかどうかかわからないが、一度選択肢の一つとして考えていただきたい。グループホームでも支援の都合では契約解除される可能性もある。賃貸住宅は専任のヘルパーがいるなら、拒否されることもないのでまだ現実味がある。

本日の研修が、これからのお子さんの暮らしの場を現実的に考えていただける機会になれば大変ありがたいと考えている。



■第2回 研修会 令和5年11月17日(金) 於：宮津市中央公民館

第2回研修会は、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターの今井昭二氏を講師にお迎えし、「成年後見制度について」にお話をお聞きしました。また、コーディネーターは京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」相談支援専門員の出口剛史氏にお世話になりました。

昨年度に引き続きの北部開催で、参加された方からは、「年に1回は北部で開催して欲しい。」といった北部での開催の希望がありました。

「成年後見制度」は馴染みがあるかもしれませんが、新たな動きもありますので、会員の皆様に成年後見制度について理解を深めていただきたく、概要をお知らせします。

●今井講師

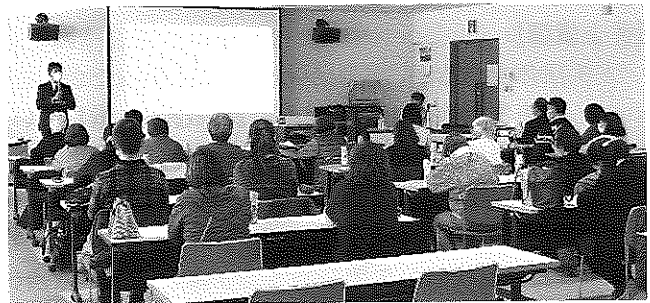
私は、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターの今井と申します。京都府庁では成年後見制度の利用

促進や、市町村が対応する障害者・高齢者の虐待問題についての助言・支援、研修等を府域全体を対象に渡り担当している。

<研修の目標>

成年後見制度については、今国が取り組んでいる動きを踏まえ、府として市町村、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と連携し、成年後見制度が正しく理解され、必要な時に利用できるようにすることや制度の限界はあるがどのように進めていけば良いかを考えて取り組んでいる。

本日の研修の目標は、障害がある方の財産や権利を守る一つの方法として、成年後見制度があるので、この制度を学ぶことにより権利擁護支援を充実することができるようにすることである。



<成年後見制度とは>

国では令和4年3月（計画期間；令和4～8年度）に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第二期計画」という。）を作成し、それに基づき総合的に施策を推進しているが、この第二期計画で「権利擁護」が位置づけられた。これを市町村、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、家庭裁判所（以下、「家裁」という。）、弁護士会、当事者の方々と、本人を中心に地域で支え合う制度の仕組みとして取り組んでいる。仕組みができたが北部の市町村も今後さらに機能させていく必要がある。この制度の利用促進を図っていく動きがあり、パンフレットに連絡先があるが個別にお住まいの市町村に相談していただきたい。

<措置制度から契約へ>

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などにより、判断能力や意思表示に不十分さがあり、一人で決めることに不安や心配のある人が色々な契約や手続き、例えば、役所での申請などをする際にお手伝いする制度である。

2000年度に介護保険制度が始まり、それまでの行政が決める措置制度から、自分の思い・考えにより契約する制度が始まった。自分の思いを伝えられない人

は放置された状態になるので、高齢者や障害者において判断能力・意思表示能力が不十分な方々を法律的に保護する制度として始まった。本人を中心に据えて、本人に必要な支援を行うためにできた制度と言える。

法律的には民法に成年後見制度が位置付けられており、支援者による本人の情報シートと医師の診断書を合わせて家裁に申し立て、最終的に審判という形で行われる。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがある。法定後見制度は判断能力が不十分になってからのものでこれが主になっている、任意後見制度は将来判断能力が落ちた時にはAさんにお金の管理を頼みたい、とか事前に契約として定めるものである。認知症、知的障害、精神障害、発達障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度である。

<任意後見制度>

交通事故で頭を強く打って判断能力が低下する場合もあるが、本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人を選んだ人（任意後見人）に、代わりにして欲しいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度である。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書により結ぶもので、その手続きや費用は個別に公証人役場に確認する必要がある。公証人は、元々は裁判官、検察官など法律の現場で一線で活躍された方々で、法務省では任意後見制度をさらに広めていきたいと考えており、我々とも情報交換を行っている。公証人役場は府の北部には福知山市、舞鶴市にあるが、パンフレットに連絡先があるので参考にして欲しい。

本人の判断能力が低下した際に、家裁で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じる。この手続きを申し立てることができる人は、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見人になる方）である。基本的には選任の審判は、本人の同意が必要となるが、本人が意思表示できない場合は不要とされている。

<任意後見制度のメリット>

メリットとしては5点ある。一つ目は後見人を自分で決めることができ、自分の思いを分かってくれる人に頼めるということ。二つ目は不動産の管理、保存、処分について時期や金額など代理権の範囲を自分で決めることができること。三つ目は任意後見人の報酬額を自由に決められるので無報酬も可能であること。四

つ目は任意後見監督人が選任され厳格な管理が期待できること。但し、費用が必要となる。五つ目は判断能力が失われる前から本人を援助できること、であり、見守り契約や財産管理委任契約、死後の管理委任契約を結んでおけば少しずつ本人を支援できる。

<任意後見制度のデメリット>

デメリットとしては2点ある。一つ目は任意後見人に取消権がないということ。本人が行った法律行為（契約等）、例えば詐欺や悪徳商法にひっかかった場合なども含まれるが、任意後見人が取り消すことができない。二つ目は必ず任意後見監督人が選任されるということ。任意後見人は後見業務について任意後見監督人に意見を聞く必要がある。任意後見監督人には多くは月1～3万円程度であるが報酬が発生するので、これをどう捉えるか。場合によっては少し負担に感じることもあるかもしれない。

<法定後見制度>

法定後見制度は判断能力の軽度・重度によって3種類ある。最も軽度で「判断能力が不十分な方」の場合は「補助」、判断能力が著しく不十分な場合は「保佐」、最も重度で「判断能力が欠けているのが通常の状態の方」の場合は「後見」となる。

成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為は、「補助」では「申立てにより家裁が定める行為」、保佐では「借金、相続の承認など、民法13条1項記載のほか、申し立てにより家裁が定める行為」、後見では「原則として本人のためのすべての法律行為」となる。

成年後見人等が代理することができる行為は、「補助」では「申立てにより家裁が定める行為で限定的である。補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判は本人同意必要」となる。「保佐」では「申立てにより家裁が定める行為。保佐人に代理権を与える審判には、本人の同意が必要」となる。「後見」では「原則としてすべての法律行為」となっており、家裁の判断である。

京都府の場合は、3種類のうち、「後見」が約7割で、「保佐」、「補助」は少ない。今国では、必要な人に必要な支援がなされるよう、本人の思いを尊重しながら、「保佐」、「補助」などの制度を一層活用していくことを進めている。

<成年後見人等の職務と権限>

成年後見人等の職務と権限としては、「代理権」、「同意権」、「取消権」の権限がある。

職務範囲は、生活全般における法律行為の判断の代理、支援、その職務の前提となる本人や関係者との面談・状況確認、必要な手続きや財産管理面での事務等と定められている。

成年後見制度で法定後見人になっているのは、多くの場合は専門職種と親族である。以前は圧倒的に親族が多かったが、平成24年度ぐらいから第三者後見人が主となり、今は約8割が第三者後見人となっている。完全に逆転したがその理由としては、少子化、家族関係の希薄化などから親族が担えなくなってきた社会的事情がある。第三者後見人は、専門職、弁護士、司法書士、社会福祉士で約8割を占める。これらの専門職の団体においては研修の実施やチェックする機能を持っており、名簿を作って家裁に提出している。北部の弁護士や司法書士の状況は、働ける方々が流出しており、圧倒的に専門職の人材が不足している。京都市内の弁護士が成年後見人になっているケースもある。

職務上の柱として、①財産管理、わかりやすいのはお金の管理のこと、②身上保護、③意思決定支援の3つがある。この意思決定支援は最近特に重視されており、本人にとって一番大事なことは何かということ。そのために府では市町村向けの研修会を行っている。今までは、主に財産管理に取り組みられてきたが、今後、身上保護と意思決定支援をも重視する方向で見直しされている。

<成年後見人等の権限>

権限の及ばない行為、すなわち職務範囲に含まれない事務としては4点ある。一つ目は身体の強制を伴う事項。これは手術・入院・健康診断の受診等の医療行為の強制などで、本人を守る立場だったとしてもできない、また教育やリハビリ・施設入所の強制も本人の了解が必要となる。二つ目は婚姻、離婚、養子縁組、延命治療及び停止など一身専属的な事項。これは病院側からの意向もあり、結局、家族同意が大事な役割となる。本人の思いと家族の思いがイコールでないこともある。親と子は違うが一番近い存在とはいえ、必ずしも家族が本人の意向を反映していない場合もある。三つ目は後見人等の介護行為など義務の及ばない行為は、介護・福祉サービスが受けられるように手配（身上保護）することが求められる。四つ目は日用品の購入、日常生活に関する行為。個々人により定義づけが困難で画一的に判断はできず本人の嗜好や趣味等の法律行為の支援することは身上保護事務の一つ。自己決定を尊重しつつ日常生活に関与することが大切である。一人一人違っており、画一的な判断はできないため、本人の思いを大事にする必要がある。

<任意後見と法定後見の関係について>

家裁が任意後見人を選任し、任意後見監督人による監督が開始され、任意後見人の代理権の効力が発生する。先ほど、任意後見人の取消権はないと説明したが取り消したい場合は、任意後見契約を解除して法定後見人の開始の手続きを進めていくことになる。

任意後見人自身が自ら辞めると言えば終了となる。また、不正を行なったりした場合で不適任となれば家裁による任意後見人の解任となる。一方で、法定後見開始が必要となれば法定後見開始の申立・審判となる。制度的にもう一度手続きを行なう必要がある。本人の意思を尊重するという意味では、任意後見制度は非常に優れている面もあるが制度的には限界もあると考えている。

<成年後見制度を取り巻く状況>

まず、認知症高齢者が増加し、単独世帯の高齢者も増加している。京都府の高齢者化率は29.6%でほぼ全国平均、宮津市の高齢化率は30%以上、伊根町は40%以上である。一方で、成年後見制度の利用者数は、7,457名であるが、予備軍と言える認知症高齢者が約10万人程度、知的障害者29,000名（令和4年度末）、精神障害者31,000名（令和4年度末）の数と比較して、利用者7,457名は著しく少ない状況にある。もちろん全員に後見人が必要ではないが、まだまだ制度自体がきっちり知られていないと考えており、必要な方に制度が伝わるようにように広報を充実させていく必要がある。そのために今国では利用促進の取組を進めている。

<増える第三者後見人>

親族後見人と第三者後見人の選任割合をみると、平成24年では親族後見人48.5%、第三者後見人51.5%で、令和2年では親族後見人19.7%、第三者後見人80.3%となっており、第三者後見人の選任が多く増えている。しかし、今後求められる人数に対して対応できる一定の研修を受けた専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等）の不足が大きく見込まれている。

<国の第二期計画で市町村に求められている役割>

一番身近な市町村の役割は大きく、優先して取り組む課題として3点ある。一つ目は任意後見制度の利用促進、研修会や勉強会などによる周知・広報、二つ目は成年後見制度利用支援事業の推進、これは市町村事業で報酬は家裁が決めるが月1~2万円、年間20~

24万円必要である。この人が生活保護にならないために、市町村の成年後見制度の利用促進事業として預貯金が一定以下にならないように利用できる事業を市町村が実施している。市町村によって取組に差があるのが課題である。三つ目は市町村による権利擁護支援の計画を策定し、必要な見直しを行うこと。北部でも進められているが本人を中心に支援を行う地域ネットワークづくりが必要で、現行で不動産業者、当事者団体もネットワークに入っている所もある。地域の関係者の意見を取り込んで制度に反映していくことが必要と考えており、私からも市町村に事業の実施をお願いしている。

さらに求められる役割として、地域連携ネットワークづくりがある。制度や相談窓口の周知、中核機関の整備とコーディネート機能の強化を進めていく必要がある。

<第二期計画で府に求められている役割>

府に求められている優先して取り組むべき事項としては、担い手育成の方針の策定及び担い手の養成研修の実施である。圏域ごとや個別の市町村ごとに担当者との意見交換等を行い、令和6年3月を目途に方針を策定していく予定である。

舞鶴市、綾部市、福知山市では府社協による法人後見の取り組みが進められており、府では、全国唯一のモデル事業として、府社協が取り組めるように補助金により支援している。

本人が後見人より若い方の場合、将来的には後見人が先に高齢となり交代が必要となる。本人と伴走しながら進めていくためには、個人ではなく組織で支える仕組みとして法人後見の取組を進めている。

また、市町村申立てに関する研修（令和5年6月23日開催）や府による協議会の設置（令和5年3月）、さらには意思決定支援の重要性を理解していただくため、市町村、社協の方々を対象に意思決定支援研修を実施（令和5年6月23日基礎編開催）している。

私は何回も申し上げているが成年後見制度は決して万全な制度ではないと考えている。様々な課題があるが本人を守っていくための制度として求められる重要な制度である。だからこそ、正しく理解し上手に使っていく必要があると考えている。

一方で、今国では成年後見制度の在り方の検討をされており、2030年には制度改正も見通されている。現行の成年後見制度は一度後見人が選任されれば一生続くというのが基本的な考え方であるが、国の検討会ではそれを一定の必要な期間だけ成年後見制度を活用し、あとは支援者が伴走していく仕組みが作れないか

検討されている。2030年の民法改正を視野に入れていると聞いている。このように硬直した制度ではなく、少しでも必要な方にあった支援が届くことを目指して、今後改正されようとしている。だからこそ、皆さんが現行の制度をしっかりとご理解いただき、一方で現場の支援の中で必要なことを検討しながら、よりよい制度となるよう声を届けていただきたい。引き続き、皆さまのお力添えをお願いしたい。

■質疑応答

【参加者質問】

任意後見では報酬を自由に決められるというのがボランティア活動ではないと思っている。無報酬でも良いのか。

【今井講師】

任意後見制度は本人が事前に決めるもので、身内の人や第三者の弁護士の場合もある。報酬は話し合いで決めるのでその人の状況によって違う。契約に基づくもので同意されないと始まらない。

報酬がいないケースは身内の方の場合が多いように思われる。任意後見人となる相手と相談し決める、契約する、公証人役場が確認する。具体的には年金や生活状況などに応じて決まっていくことになる。



【参加者質問】

成年後見制度利用支援事業についてであるが、本人生活が成り立たないため、年金生活者の保護者と住んでいる場合があるがこの時は親が支払う必要があるのか。

【今井講師】

市町村の利用支援事業は、基本は本人の年金や生活状況によって決められるものである。世帯として見ると生活保護該当世帯、非課税世帯は該当すると考えられる。市町村によって補助金要綱などの記載の表現が若干違うので注意が必要である。

どういう場面なら成年後見制度を利用する必要があるか考えることが大事で、いろんな課題、いろんな要因が同時にある。分離して支援をすることもあつし、本人をどのように支えていくかということである。多

くの場合は、事が起こる間際になって検討している場合が多いので、出口さんのような地域の生活相談員の皆さんに早めに相談する方が良い。その時に一番良い方法を関係者で考えていくことになる。

【参加者質問】

任意後見、法定後見とも後見人は医療については同意できないと説明があった。親や身内がない場合、病院は同意書が無いと入院できない。こうした場合、具体的に誰が同意してくれるのか。

【今井講師】

悩ましい問題である。身元保証人がいないと入院させてくれない。私は病院や施設にも考えて欲しいと思っている。厚労省から、身元保証人がいないことを理由に入院・入所を拒んではならない旨通知が出されている。基本はそのとおりあるが、病院・施設側が必要としている理由として2点ある。一つ目は入院、治療など必要時にそれを判断してくれる人が必要なため、二つ目は死後の対応をしてくれる人が必要なためである。成年後見人と医療の判断の現実的な対応状況であるが、同意は認められないのでできないと伝えるが、主治医から「こういう説明を受けました」という形で後見人が署名している場合がある。同意をしているわけではなく、現場でギリギリの対応をしている。制度上の大きな課題であるが、こうして乗り越えているのが現状である。後見人がつくことで対応しているケースもあると聞く。

【参加者質問】

任意後見制度について、「本人が十分な判断能力があるうちに、」と説明があったが、あるかどうかの判断は公証人がするのか。

【今井講師】

実際に、任意後見制度が発行するのは、家裁に申し立てして監督人がついてからとなる。

本人同意が必要かどうかを見るのが監督人であり、判断能力の有無は問われていない。基本的には契約する行為は判断能力があることが前提となる。本人の契約の意思として明確であれば、同意できていることになる。監督人を選任される時に、本人に状況を確認していくことになる。

公証人の確認は、裁判官、検察官として法律の第一線で活躍されていた方々であり、契約の有効性は十分にチェックされることになる。

<事例を考える①>

事例を一緒に考えたい。一つ目の事例の基本情報は次のとおりである。

【基本情報】

- ・以前は母と本人の二世帯。10年前本人はグループホーム（GH）に入所した。
- ・母は85歳、独居、過去は娘Bの養護者（何らかの世話をしている人）、年金受給
- ・本人は53歳男性、療育手帳A所持、GH入所。作業所に通所。障害年金受給。工賃月1000円、意思疎通困難な方。
- ・父は84歳、他県在住、独居、年金受給？（詳細不明）

【母からの相談】

- ・今は困ってはいないが、将来のために息子に成年後見人は必要か？報酬の支払いもあるため、いつ申し立てればよいか。

現状の課題等として3点ある。①後見人をつけるタイミングをいつにするか？②後見人選任以外に必要な支援はあるか？③両親の死後契約は必要か？また、その意向確認は？

このケースの場合の考えるポイントも3点ある。一般的には母親が先に亡くなり息子が残ることになるので、①本人を中心に据えて支援を考えること、現在お金の管理は母、身の回りの世話は母やGHでされると想定できるがこの方の今後の生活をどう考えるかということ。②本人はどうしたいと思ってるか意思決定支援について検討すること、③母が亡くなってからも地域に住み続けることができるよう地域のネットワークづくりを進めることである。

主に検討すべき課題としては、次の5点があげられる。

- ・両親死亡による手続き（自宅や預貯金の名義変更、各種支払い手続き等）を誰がするのか。
- ・預貯金の管理方法として、名義はどうか。きょうだいはいるのか。
- ・今後本人が生活する方法（在宅が施設か等）
- ・利用するサービス等の調整について（サービスの選択及び契約等）
- ・本人の意思決定支援については丁寧に聞いてあげること。

今の内から地域の支援者で課題について話し合いの場を持つことが重要である。本人の思いも確認しながら、本人を中心にチームとして、できるだけ早い段階

から話し合いを継続的に持つことである。その上で、必要な時に申し立てる。今すぐにはないが、今後を見据えて、家族、支援者、本人で話し合いを行い、現状をみて考えていく必要がある。申立てをしても数か月かかる場合もあるが、支援者が支援することにより本人申立ての方が市町村申立てよりも早い場合が多い。

<事例を考える②>

二つ目の事例であるが基本情報は次のとおりである。

〔基本情報〕

- ・ Aさん 58歳女性。両親は死亡、実兄は精神科病院に長期入院。
- ・ ひとり暮らし。府営住宅に入居。
- ・ 統合失調症で長年入院していたが、病状も安定し、本人の希望強く在宅生活となる。長年、社会福祉士の専門職が後見人であったが、安定していることから市民後見人に1年前に交代をした。
- ・ 障害年金+生活保護 毎週火曜日の午前中に本人へ1週間の生活費として1万5千円を手渡ししていた。
- ・ 病院は自分で通院可能、食事も自分のペースで行っていた。

市民後見とは市町村が実施する養成講座を市民が受け、研修を終えた方が市町村に登録され、家裁から選任されるものである。当市では10人以上登録されており、うち2人の方が専門職からバトンタッチされて後見人をされている。

成年後見については専門職による法的な対応が必要となるが、それが落ち着いた段階で市民後見人にバトンタッチするもので、専門職の場合は1月に1回の訪問と言われているが、市民後見人の場合は1週間に1回は訪問すると言われており、市民後見人の方が生活状態やその変化をよりきめ細かく見てもらえる。

○ある日、次のようなできごとことが起こったとして一緒に考えてみたい。

- ・ Aさん、ゴミ出しの仕方で近隣とトラブルが起きました。
- ・ 近隣の方は、過去からトラブルがあり、できれば転居してほしいとの思いもあったようです。
- ・ 一方、Aさんは「この家は、私の大切な家。どこにも行くのは絶対にいや」と転居することは拒否をし

ています。

- ・ 近隣は後見人であるあなたにトラブルへの対応及び転居することを検討することを求めてきました。

さあ、こんな時、成年後見人であるあなたはどうか対応しますか？

○事例から考えると、本人とまわりの動向として、次の3点にまとめられる。

- ①(近隣) ゴミ出しを時間外にだすことを注意してもやまない。謝罪もない。(本人) ゴミを出さないと忘れる。
- ②過去から本人は近隣に迷惑をかけているとまわりは不信感。
- ③できれば、転居をしてほしい。(退院してくることが近隣の不安材料となっている)

そこで、後見人が考えるべきこととして、次の3点があげられる。

- ①ゴミを出すことの本人の思いと近隣の不満
これについては、近隣との交渉や話し合い、本人の思いを聞き出し、ゴミ出しの工夫を検討する。
- ②どんな時に本人が近隣とトラブルを起こすのかアセスメント
これについては、病状は安定しているかどうか。障害の特性もあり後見人としてどうアセスメントするかを検討する。
- ③本人の意向

これについては、本人は支援体制についてどう考えているか。それを踏まえて、支援体制の構築に向けて検討する(役所・病院・民生委員・町内会等)。後見人はお金の管理だけではなく、その人が地域で安心して住み続けられるようにアセスメントしながら支援を調整することが重要な役割となる。

○本人を支える取り巻く主な支援者(例)

支える柱を太く広くすることが重要で[相談受付時]から[調整後]のように、ネットワークを作ることで支援者が増える、支援の柱をしっかりと増やすことでチームとして本人をより安定して支えることができる。支援者も一緒に作っていく。そうすることによって、今市町村は地域で住み続けられるまちづくりを目指している。皆さんは日々現場で活躍され、当事者の思いを代弁する力をお持ちであるので、皆さんにもぜひその一翼を担っていただきたい。

【相談受付時】

- ・親族なし
- ・主治医??
- ・障害担当課
- ・相談支援専門員
- ・就労継続支援B型事業所

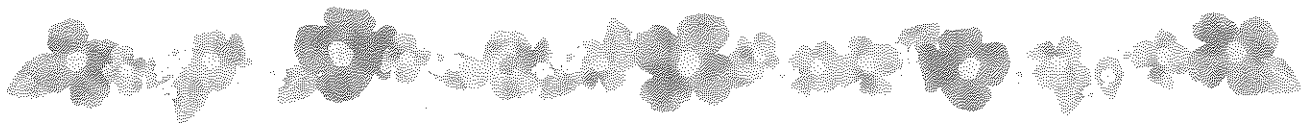


【調整後】

- ・成年後見人（専門職 保佐?）
- ・民生委員
- ・主治医
- ・相談支援専門員
- ・就労継続支援B型事業所
- ・生活保護（場合により）
- ・社会福祉協議会（場合により）
- ・町センター
- ・障害担当課

<まとめ>

成年後見制度の利用促進の取組は、本人を中心に地域住民の参画を得ながら家裁、行政、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携のネットワークを通じて、「地域共生社会」の実現を目指していくものである。最後になったが、どこの地域に住んでいても、必要な支援が必要な方に届く仕組みを一緒に作っていきたいと考えており、皆さんのご協力をお願いしたい。



京親協では、京都府から委託を受けて
京都府障害者相談センター（無料相談）

を開設しております。

障害のある方やご家族または支援者の方々の相談に応じます。

もめ事に限らず、どんな困りごとや疑問も、まずはご相談下さい。必要に応じて関係機関をご紹介します。

☆電話相談 TEL：075-702-1190

○月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時から午後5時まで

※時間外は留守番電話に連絡先を録音していただければ、後日、当方からお電話させていただきます。

☆専門相談（予約制です）

TEL：075-702-1190

専門相談員（弁護士又は社会福祉士）が面談します。

○毎月第3火曜日 午後1時30分から
午後4時30分まで（ただし、1件1時間以内です）

○場 所：京都障害児者親の会協議会事務局
（京都市左京区下鴨北野々神町26
北山ふれあいセンター内）